

DB年金の平成28年3月決算 積立状況等

対象	DB	厚年基金	DC	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

※ご参考にDB以外のお客様にも送信しています。

ポイント

- 平成28年3月末に決算を迎えた弊社総幹事先DB年金324件
(基金型128件、規約型196件) について、積立水準等の集計を行いましたのでご案内致します。
(全てのDB年金を対象とした集計ではないことにご留意ください)
- 継続基準の積立水準※1の平均⇒1.21
99%のDB年金は継続基準による掛金の見直しは必要ありませんでした。
- 非継続基準の積立水準※2の平均⇒1.37
88%のDB年金は非継続基準を満たしました。

※1 純資産額／責任準備金

※2 純資産額／最低積立基準額(未認識控除後)

1. 継続基準の積立水準分布2
 - (1) (数理上資産額＋許容繰越不足金)／責任準備金
 - (2) 純資産額／責任準備金
 - (3) 純資産額／数理債務
2. 運用実績(時価ベース利回り)4
3. 継続基準の予定利率5
4. 特別掛金の残余償却期間5
5. 非継続基準の積立水準分布6
 - (1) 純資産額／最低積立基準額(未認識額控除後)
 - (2) 純資産額／最低積立基準額(未認識額控除前)
6. 成熟度に関する指標7
 - (1) 受給者数／加入者数
 - (2) 給付額／掛金額

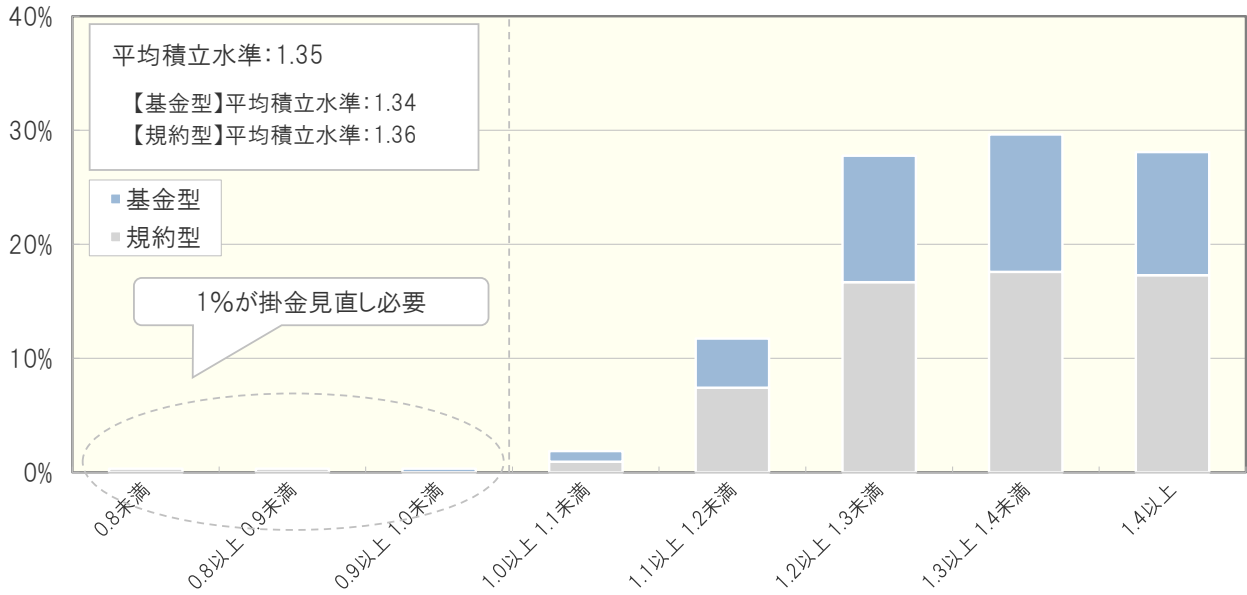
発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。また、本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

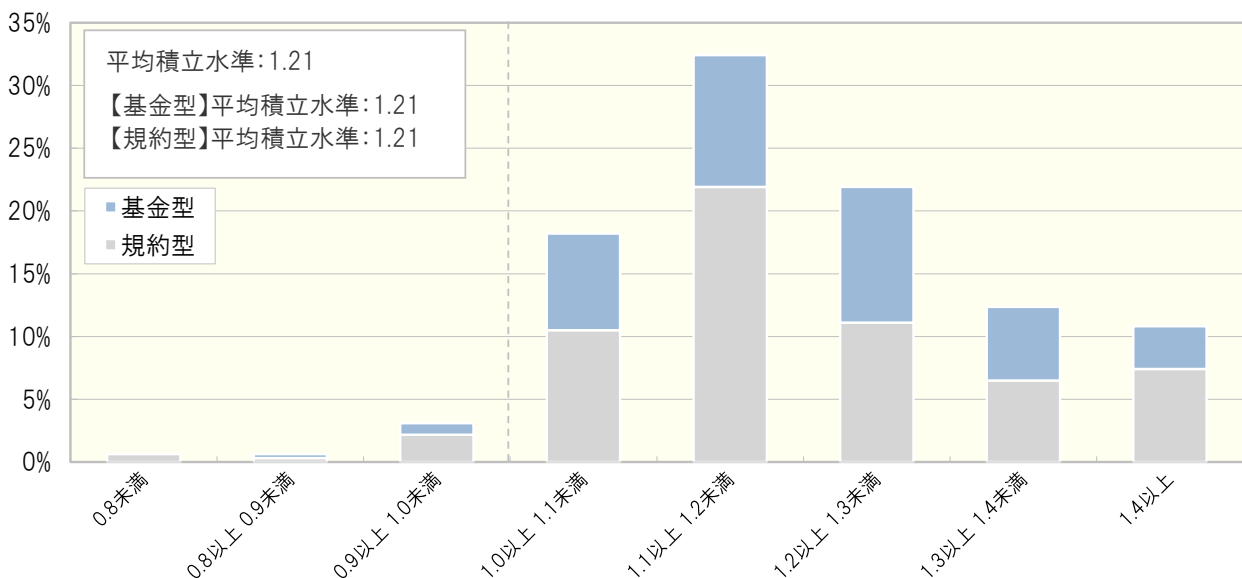
1. 継続基準の積立水準分布

- (1)の「(数理上資産額+許容繰越不足金)／責任準備金」が1.0未満であれば、責任準備金確保のため、掛金の見直しが必要です。
- (2)の「純資産額／責任準備金」が1.0未満の場合は継続基準に抵触していますが、「(数理上資産額+許容繰越不足金)／責任準備金」が1.0以上であれば、継続基準による掛金の見直しは不要です。
- (3)の「純資産額／数理債務」が高い場合、積立不足が小さく、財政上の健全度が高いと言えます。

(1) (数理上資産額+許容繰越不足金)／責任準備金



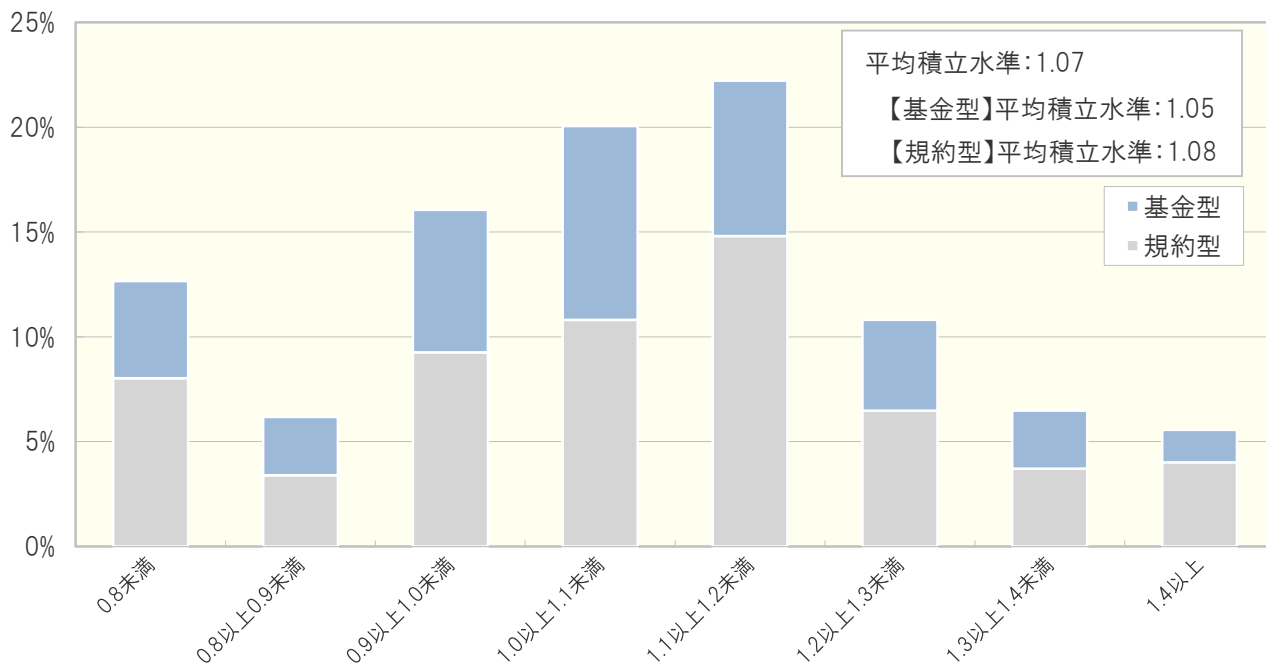
(2) 純資産額／責任準備金



発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

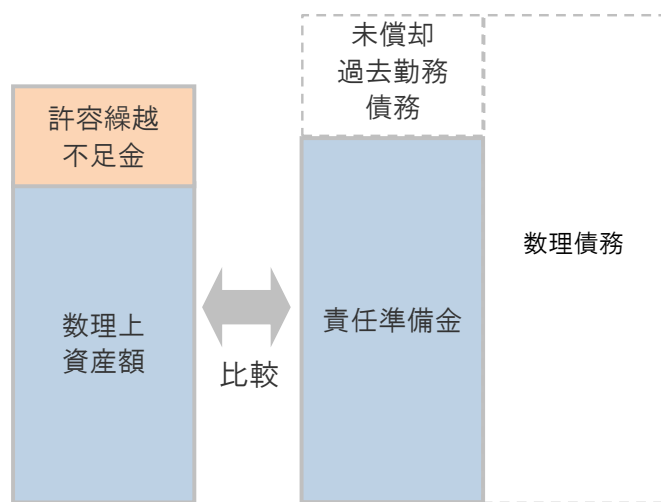
※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

(3) 純資産額／数理債務

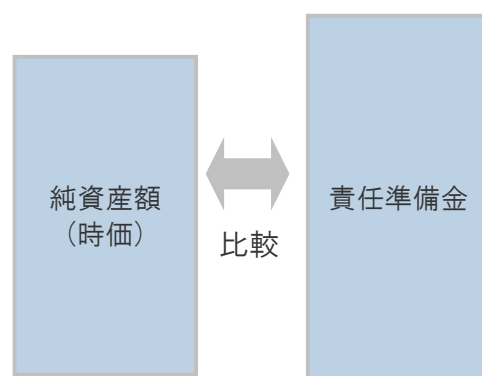


【ご参考】 継続基準の財政検証

(1) (数理上資産額＋許容繰越不足金)／責任準備金



(2) 純資産額／責任準備金



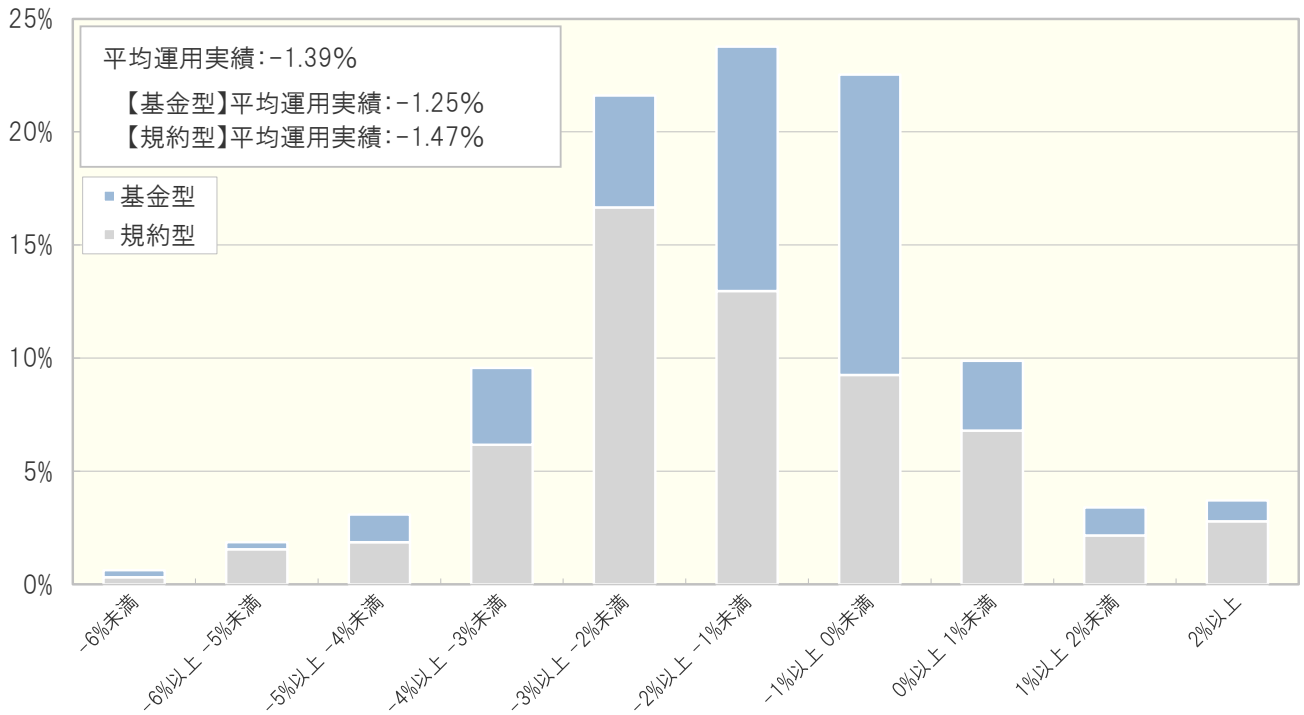
$$\text{責任準備金} = \text{数理債務} - \text{未償却過去勤務債務}$$

発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

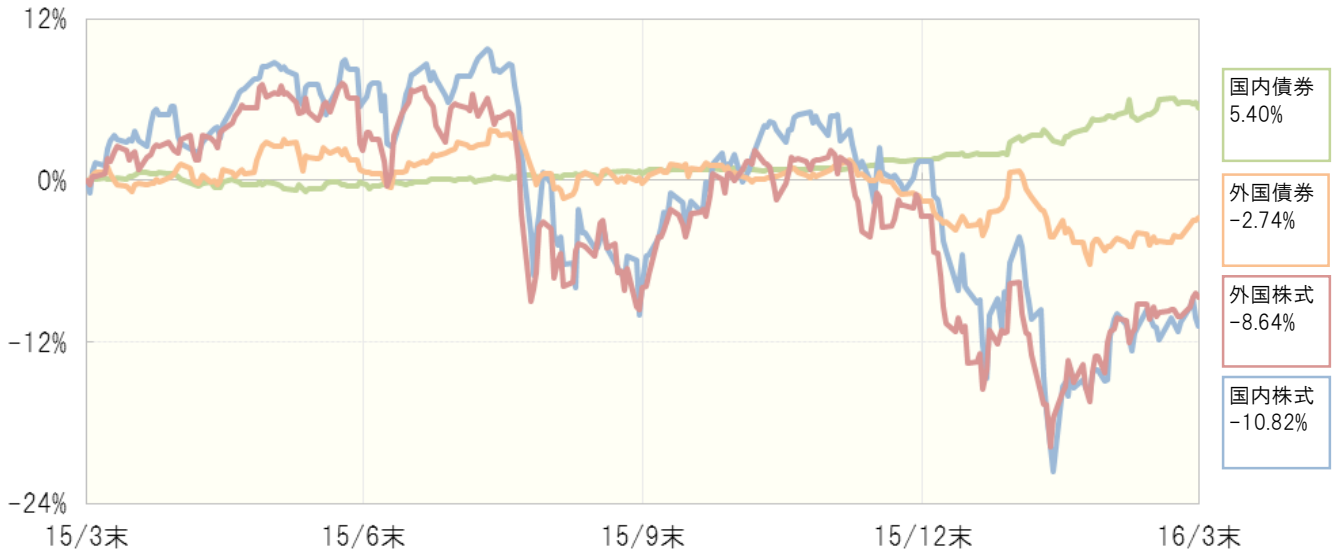
※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

2. 運用実績(時価ベース利回り)

- 運用実績は各制度のポートフォリオ等によってばらつきが生じることがあります。



【ご参考】累積市場収益率(平成27年4月～平成28年3月)



市場インデックスは、以下の通りです。

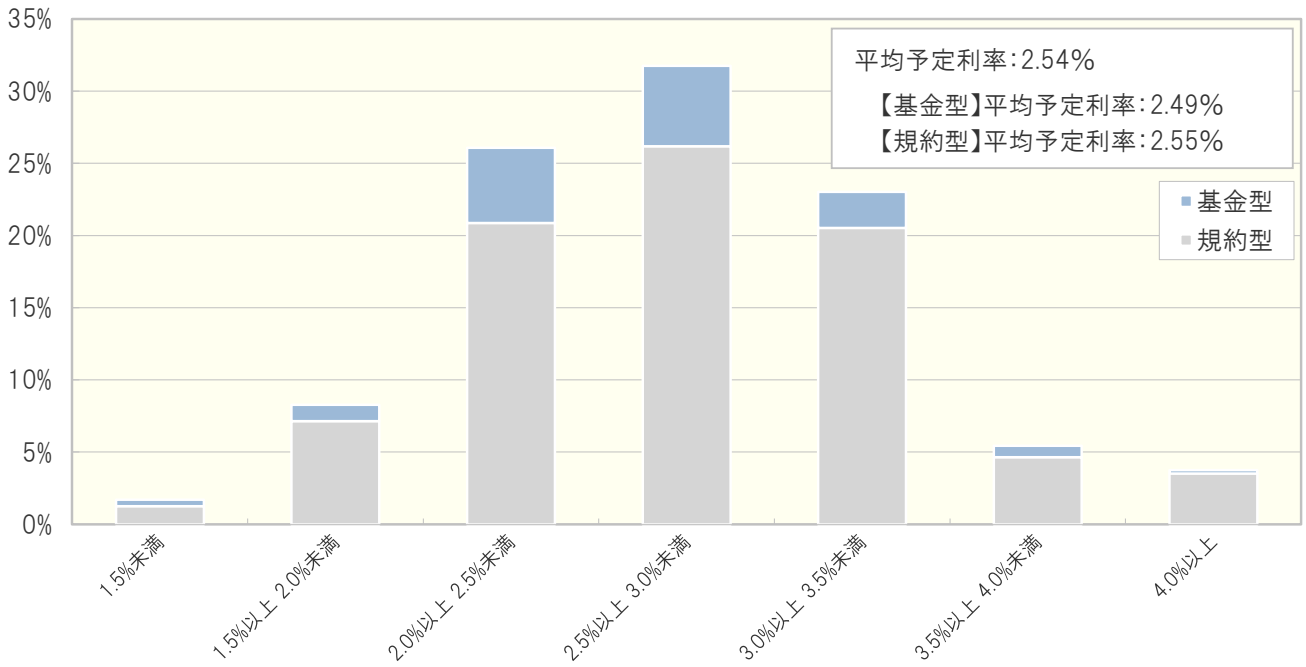
- ・国内債券: NOMURA-BPI(総合)
- ・国内株式: TOPIX(配当込)
- ・外国債券: シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- ・外国株式: MSCI-KOKUSAIインデックス(円ベース、税引前・配当込)

発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。また本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

3. 継続基準の予定利率

【集計対象:過去1年間の決算先】

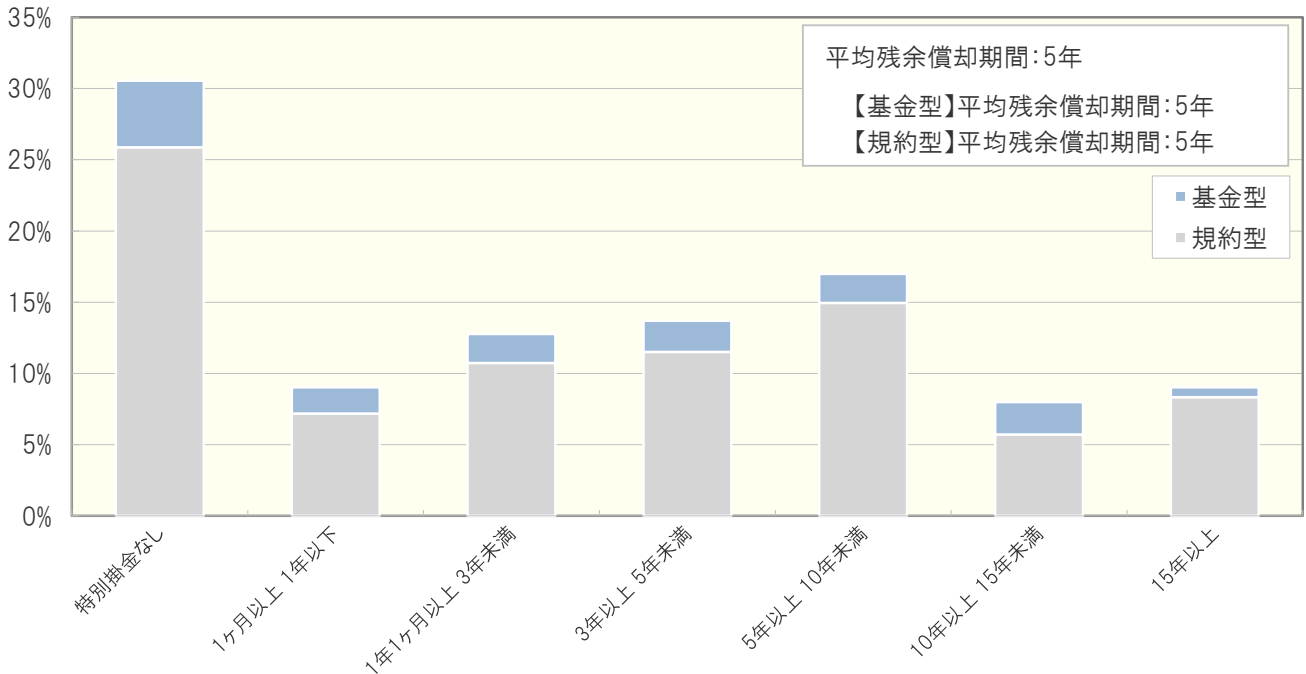


※ 同一制度で複数の予定利率を設定している場合は、最も低い率を集計対象としています。

4. 特別掛金の残余償却期間

【集計対象:過去1年間の決算先】

- 特別掛金の償却期間が長いと加入者の減少や基準給与の減少などによる将来の収入不足の影響を受けやすくなります。



※ 同一制度で複数の特別掛金を設定している場合は、最長の残余償却期間を集計対象としています。

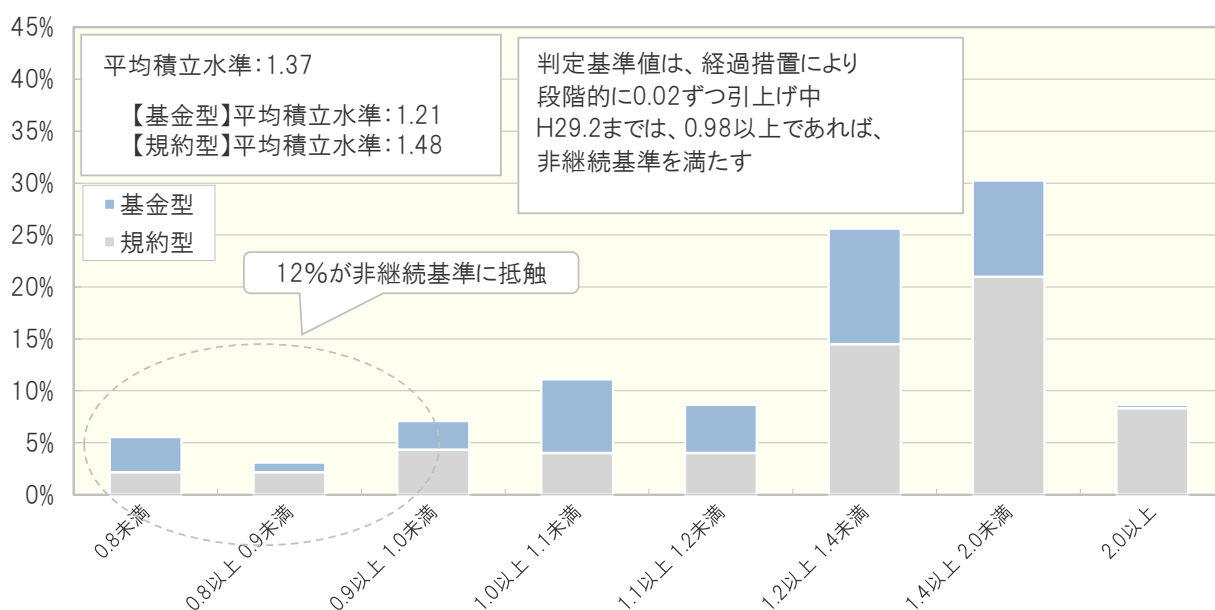
発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。また本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

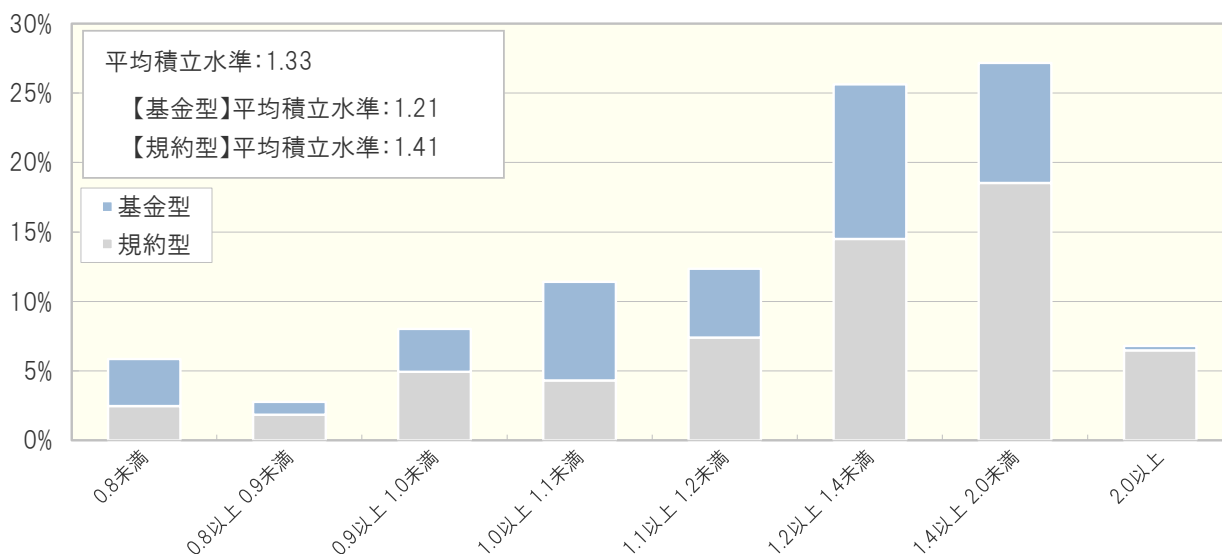
5. 非継続基準の積立水準分布

- (1)の「純資産額／最低積立基準額(未認識額控除後)」が0.88未満の場合は非継続基準に抵触します。
- (1)の「純資産額／最低積立基準額(未認識額控除後)」が0.88以上0.98未満の場合は過去3事業年度の積立水準も考慮して、非継続基準の財政検証の判定を行います。
- 「未認識額」とは適格年金から権利義務移転した場合等の経過措置(激変緩和措置)により最低積立基準額から控除できる額のことです。
- (2)の「純資産額／最低積立基準額(未認識額控除前)」は、上記経過措置分の債務も加算した本来的な債務に対する積立比率です。

(1) 純資産額／最低積立基準額(未認識額控除後)



(2) 純資産額／最低積立基準額(未認識額控除前)



発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

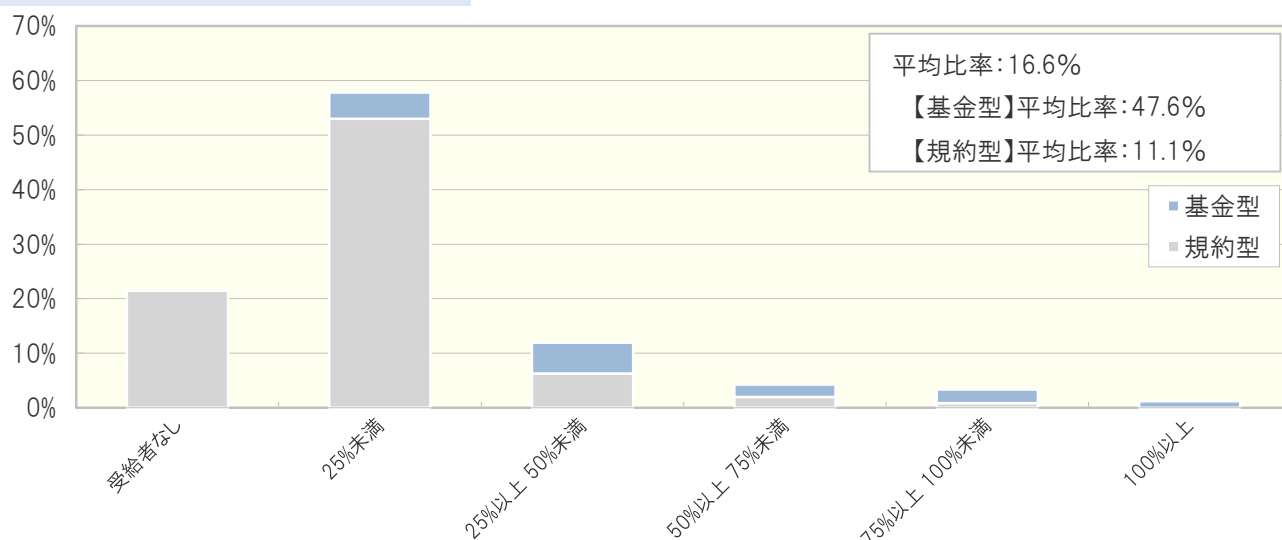
※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいませようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

6. 成熟度に関する指標

【集計対象：過去1年間の決算先】
（標準掛金がゼロの先を除く）

- ・ 制度設立後の経過年数に従って成熟度が徐々に高まっていくことは年金制度として自然な現象です。
- ・ 成熟度を見るポイントとしては、毎年の変動の状況（急上昇していないか）や、その要因（新規採用者の減少や事業所脱退に伴うもの等）があります。
- ・ 以下では成熟度を見るための代表的な指標をご案内します。

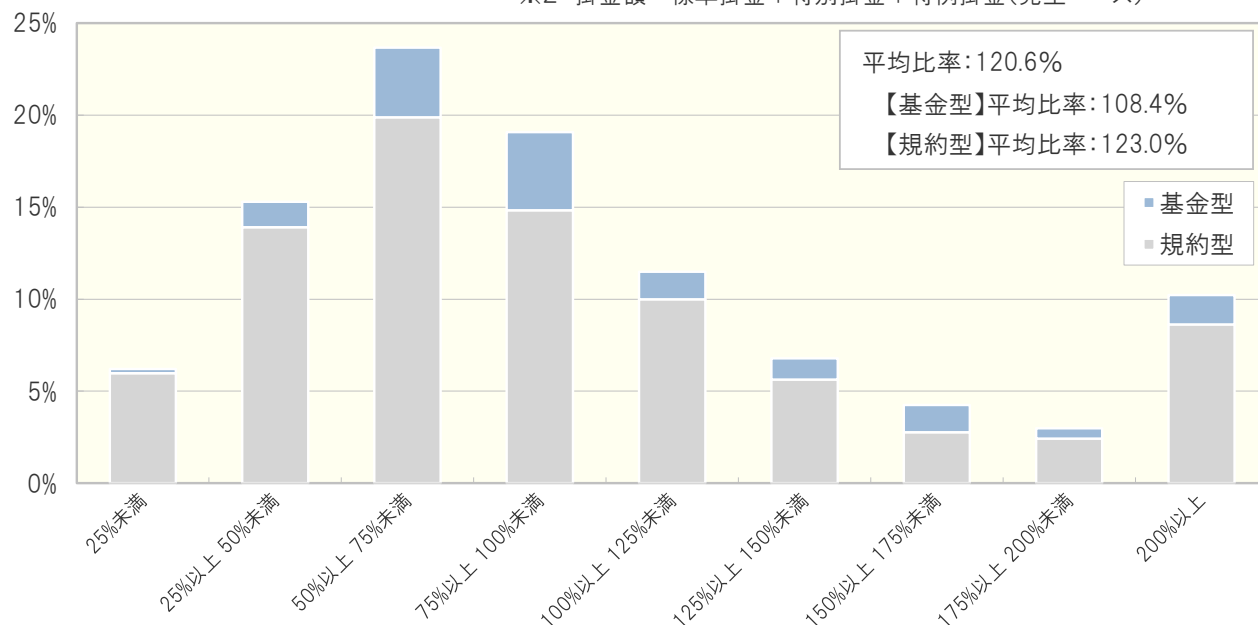
(1) 受給者数／加入者数



(2) 給付額※1／掛金額※2

※1 給付額＝一時金給付額＋年金給付額（発生ベース）

※2 掛金額＝標準掛金＋特別掛金＋特例掛金（発生ベース）



（注）以下の平均値は、今回ご報告の決算月の2ヶ月前から過去1年間を対象期間として、弊社総幹事先DB年金の決算時の数値を集計しています。

- ・「3.継続基準の予定利率」の「平均予定利率」
- ・「4.特別掛金の残余償却期間」の「平均残余償却期間」
- ・「6.成熟度に関する指標」の「平均比率」

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。また、本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。